


# ボランティアアさん 募集!!!



「アニマルフレンズ熊本」において、  
無償で動物愛護事業に協力し活動して  
くださるボランティアさんを募集します。  
活動にあたっては、  
別紙の動物愛護ボランティア遵守事項  
に御承諾のうえ、**事前の登録が必要**です。  
活動を希望される方は以下の連絡先まで  
お問い合わせ下さい。

## <お問い合わせ先>

 : 0964-27-8115 (受付時間) 平日 8:30 ~ 17:15

 : [dobutsuaise@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:dobutsuaise@pref.kumamoto.lg.jp)



熊本県





# 熊本県動物愛護ボランティアについて



## 活動範囲

- (1) 譲渡動物の社会化トレーニング及び散歩
- (2) 譲渡動物の清潔保持の施術（トリミング・シャンプー等）
- (3) 動物愛護イベント等センターが実施する各種普及啓発等の協力
- (4) その他動物愛護事業の運営に関し、センター所長が必要と認める事項

※ 動物愛護ボランティアはセンター職員の指示・監督のもと、活動を行っていただきます。

※ 上記活動範囲を超えた活動は認められません。

## 登録方法

- (1) 登録にあたって、以下の書類をセンター宛て、ご提出下さい。
  - ① 動物愛護ボランティア活動登録申込書（第1号様式）
  - ② 承諾書及び誓約書（第2号様式）
- (2) 当所で開催される「ボランティア講習会」を受講のうえ、ボランティア講習会受講済証（第3号様式）をお受け取り下さい。
- (3) 活動にあたっては、ボランティア保険への加入が必要であるため、保険に加入のうえ、加入証明書を提示してください。
- (4) 上記（1）（2）（3）の確認後、センターにおいて審査のうえ、ボランティアとしての登録を決定します。

※ 各提出書類の様式については、県HPより取得をお願いいたします。（「熊本県動物愛護センター ボランティア」で検索。）

※ ボランティア講習会の開催日程に関しては、（1）①②の書類提出時に、受付にてご確認ください、併せて講習会の受講申込を行ってください。

※ ボランティア保険の加入費用については、ボランティアの自己負担となります。

※ 審査の結果、ボランティアとしての登録をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 留意事項

- 登録の有効期間は、登録をした日の属する年度内となります。
- 活動を希望する場合は、活動を行う日時・活動内容について、必ず事前に連絡・調整をお願いいたします。なお、あらかじめ連絡のない活動については、お断りをさせていただきます。
- ボランティア希望の方が多く場合は、ボランティアさんの人数調整をさせていただきます。

※ その他、活動にあたって必要な留意事項等は、別紙の「動物愛護ボランティアにあたり遵守していただくこと」をご確認ください。

※ 遵守事項に違反した場合は、登録取消になる場合があります。



## 動物愛護ボランティアにあたり遵守していただくこと

- 以下の遵守事項を全て承諾のうえ、遵守していただく必要があります。  
 なお、登録にあたって提出した承諾書及び誓約書の事項に違反した場合は、登録を抹消する場合があります。

## 【遵守事項】



- 自らの意思に基づき、無償でセンターの動物愛護事業に協力すること。
- 熊本県が行う動物の愛護及び管理に関する施策を理解し、協力すること。
- 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法その他の動物の愛護及び管理に関する法令を理解し、遵守すること。
- ボランティア活動に際しては、県の動物愛護管理事業に誤解を招く又は支障を来す行為を行わないこと。
- ボランティア活動に伴い知り得た個人情報、センター内部情報を他者に漏洩しないこと。
- 定められたボランティアの活動の範囲を超えて活動しないこと。
- ボランティア活動を行う者は、活動を行う日時及び内容についてセンターの担当者とあらかじめ連絡・調整を行うこと。なお、あらかじめ連絡のない活動については、原則認めない。また、ボランティア活動にあたっては、センター窓口において受付簿に氏名、入退室時間及び活動内容を記載すること。
- センター建物内（トイレ・受付窓口を除く）は、原則、入室不可とする。ただし、ボランティア活動にあたって、センター内に入室する必要がある場合は、あらかじめセンター職員の許可を得ること。
- ボランティア活動中はセンター職員の指示に従うこと。
- ボランティア活動中は、動物の取扱いには十分に注意し、人及び譲渡動物等の事故防止及び逸走防止に努めること。なお、動物愛護ボランティア自らに起因する事故等が発生した場合は、センター職員に報告するとともに、動物愛護ボランティア自らの責任において対応すること。
- ボランティア活動中は、登録後にセンターから交付される登録証を携帯すること。
- ボランティア活動において、ソーシャル・ネットワーキング・サービスやメディア等（以下、「SNS等」という。）を用いる場合は、適切な情報の発信等に努めること。また、活動状況等の情報を発信する場合には、個人情報保護等の観点から、あらかじめその内容をセンターに報告のうえ、内容等について調整を図るとともに、発信後もその旨を報告すること。
- センター職員や他の動物愛護ボランティア、センター来所者等の人権を尊重し、お互いを思いやる気持ちで、常識のある行動をとること。（誹謗中傷・嫌がらせ等を行わないこと。）
- センターが実施する研修会等に参加するよう努めること。
- センターの備品や物品等をボランティア活動で使用する場合には、あらかじめセンター職員の許可を得ること。また、ボランティア活動中にセンターの備品や物品等を破損した場合は、直ちにセンター職員に報告すること。
- センターにない備品や物品等をボランティア活動で使用する場合は、センター職員の許可を得て、各自、準備すること。なお、持ち込んだ物品等については、ボランティア活動後、必ず持ち帰ること。
- ボランティアとしての活動において、営利を目的とした活動を行わないこと。
- ボランティア活動期間中は、ボランティア保険に加入していること。
- ボランティア活動中は、感染症対策の観点から、必要に応じ手指の消毒、マスク等の装着に努めること。
- 承諾書及び誓約書の事項に違反した場合は、登録を抹消する場合があること。
- 登録が抹消された場合は、速やかに登録証を返却すること。